

第 213 期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

(事業報告)

業務の適正を確保するための体制

及び当該体制の運用状況……………P. 1

特定完全子会社に関する事項……………P. 3

親会社等との間の取引に関する事項……………P. 3

会計参与に関する事項……………P. 3

その他……………P. 3

(計算書類)

株主資本等変動計算書……………P. 4

個別注記表……………P. 5

(連結計算書類)

連結株主資本等変動計算書……………P. 16

連結注記表……………P. 17

〔 2022年4月1日から
2023年3月31日まで 〕

株式会社 紀陽銀行

上記の事項につきましては、法令及び当行定款第 18 条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面への記載を省略しております。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆さまに電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当行は、業務の適正を確保するための体制（いわゆる「内部統制システム」）構築にかかる基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

イ. 当行及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当行及びグループ会社の全役職員による法令・定款の遵守を徹底するため、次の措置をとる。

- ① 「紀陽フィナンシャルグループの誓い」「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」「紀陽フィナンシャルグループ役職員行動規範」に基づき、紀陽フィナンシャルグループのコンプライアンスの取組みについて、当行及びグループ会社の全役職員への浸透を図る。
- ② 当行の「法令等遵守規程」に基づき、紀陽フィナンシャルグループの法令等遵守に関する重要な事項を協議するため、原則毎月「法令等遵守委員会」を開催する。
- ③ 当行の各部門におけるコンプライアンスの取組みを徹底するため、法令等遵守責任者を配置する。
- ④ 「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」において「地域社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなかで、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の高度化に努めます。」と定め、反社会的勢力及びマネー・ローンダリング対策等に対しては規程等において、組織としての対応方針を明確にする。
- ⑤ 当行は、法令違反や不正行為などのコンプライアンス違反の発生またはその恐れのある行為等を早期に発見し是正するため、当行及びグループ会社の役職員が不利な取扱いを受けることなく通報できる内部通報制度を運用する。

ロ. 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制整備のため、文書管理に関する規程を定め、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。

ハ. 当行及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行及びグループ会社の適切なリスク管理体制の整備のため、次の措置をとる。

- ① 当行が管理すべきリスクを明らかにし、多様なリスクを一元的に管理運営するため、「リスク管理規程」を策定する。
- ② 当行グループ全体のリスクを総合的に把握、認識し、適切な対応策を協議するとともに、リスク管理体制が適切かつ有効に機能しているかをチェックするため、「リスク管理委員会」を設置する。
- ③ 緊急事態の発生に伴う混乱を回避し、当行及びグループ会社の役職員、顧客等来訪者の安全並びに営業の継続を確保することを目的として、緊急事態が発生した場合の基本的な対策である「緊急時対策基本規程」を定める。

ニ. 当行及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制整備のため、次の措置をとる。

- ① 当行は、当行及びグループ会社の役職員の職務の執行が効率的になされるよう、当行及びグループ会社がそれぞれの職務分掌及び職務権限規程等の組織規程を定める等の体制を構築する。
- ② 当行の各部門間の有効な連携、相互牽制の確保のため、重要事項について協議・決定する経営会議、各種委員会等の有効な活用を行う。
- ③ 当行の取締役会は、全行的な目標として中期経営計画及び年度事業計画を策定するとともに、その進捗状況について報告を受ける。

ホ. 当行及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は、紀陽フィナンシャルグループの中核会社として、当行及びグループ会社が業務の適正を確保するための体制整備のため、上記イ. ハ. ニ. に記載の措置に加え、次の措置をとる。

- ① 紀陽フィナンシャルグループのコンプライアンス並びにリスク管理に関する規程等について、当行及びグループ会社への浸透を図る。

- ② 当行は、グループ会社の運営管理に関する基本的な事項として、「関連会社管理規程」を定め、グループ会社に対する適切な管理・指導等を行う。
- ③ グループ会社は、「関連会社管理規程」に基づき、必要な事項について、当行に都度協議または報告を行う。
- ④ 当行内部監査部門は、グループ会社の業務の適正を確保するとともに、当行とグループ会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、定期的にグループ会社の監査を実施する。
- へ. 当行の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
当行は、監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため、監査等委員会室を設置して専属の人員を配置する。
- ト. 当行の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び指示の実効性を確保するため、次の措置をとる。
 - ① 当該使用人は、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けず、当該使用人への指揮命令権は当行の監査等委員会に属するものとする。
 - ② 当該使用人の人事考課等については、当行の監査等委員会が行い、人事異動については、当行の監査等委員会の同意を必要とする。
- チ. 当行の監査等委員会への報告に関する体制、及び当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当行の監査等委員会に報告するための体制、及び当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制整備のため、次の措置をとる。
 - ① 当行及びグループ会社の役職員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、当行の監査等委員会に対して当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとする。
 - ② 当行及びグループ会社の役職員は、当行の監査等委員会から担当部門の業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。
 - ③ 「監査等委員会に対する報告に関する規程」において、当行及びグループ会社の役職員が当行の監査等委員である取締役に対して直接報告できることを定めるとともに、当該報告をしたことを理由とした不利な取扱いの禁止を明記する。また、当該報告を行った者が不利益を被ることのないことを当行及びグループ会社の役職員に周知徹底する。
 - ④ 当行の内部通報制度の所管部署は、当行及びグループ会社の役職員からの内部通報のうち重要事項を当行の監査等委員会へ報告する。
- リ. 当行の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当行は、当行の監査等委員である取締役の職務の執行に伴い生ずる費用（弁護士等の外部の専門家の費用を含む。）または債務について、監査等委員である取締役の請求等に従い速やかに適切な処理を行う。
- ヌ. その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制整備のため、次の措置をとる。
 - ① 当行の役職員は、監査等委員会監査に対する理解を深め、監査環境の整備に努める。
 - ② 当行の監査等委員である取締役は、定期的に代表取締役と会合を持ち、重要課題等についての意見交換及び必要と判断される事項についての要請を行う。
 - ③ 当行の監査等委員である取締役は、経営会議等その他重要な会議への出席、内部監査部門・会計監査人との連携を通じ、実効的な監査業務を遂行する。
 - ④ 当行の監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等の外部の専門家の助言を受けることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制（いわゆる「内部統制システム」）の運用状況の概要につきましては次のとおりです。

イ. コンプライアンス体制について

- ・ 役職員がコンプライアンスに関し取り組むべき具体的な実践計画として「2022年度コンプライアンス・プログラム」を制定し、コンプライアンスの取組みについて全役職員への浸透を図っております。
- ・ 当事業年度は、「法令等遵守委員会」を14回開催し、法令等遵守に関する重要な事項を協議しております。
- ・ 当行及びグループ会社の役職員が不利な取扱いを受けることなく通報できる内部通報制度を周知しております。当事業年度において、重要な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

ロ. リスク管理体制について

- ・ 当事業年度は、「リスク管理委員会」を19回開催し、当行グループ全体のリスクを総合的に把握、認識し、適切な対応策を協議しております。
- ・ 当行は、大規模地震・津波等の自然災害やその他の緊急事態の発生時において、社会的責務として銀行の重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）を策定しており、計画の実効性を確保するため、訓練等を通じて有効性を検証し、継続的に改善に努めております。

ハ. 取締役の職務執行について

- ・ 当事業年度は、「取締役会」を15回開催したほか、重要事項について協議・決定する「経営会議」を47回開催し、各種委員会についても適宜開催しております。
- ・ 取締役会は、各部門を担当する取締役等から、中期経営計画や年度事業計画の進捗状況を含む業務執行に関する報告を受けております。

ニ. グループ会社の管理体制について

- ・ 当行は、「関連会社管理規程」に基づき、関連会社（グループ会社）から必要な事項について、事前協議または報告を受けております。
- ・ 当事業年度は、各関連会社との「関連会社会」を2回開催し、情報の共有化及び連携の強化を図っております。
- ・ 当行内部監査部門は、定期的に関連会社の監査を実施し、関連会社の業務の適正を確保するとともに、当行と関連会社との間における不適切な取引または会計処理を防止しております。

ホ. 監査等委員会の監査に関する取組みについて

- ・ 当事業年度は、監査等委員である取締役全員をもって構成されている「監査等委員会」を14回開催し、監査に関する重要な事案について、協議・決議を行っております。
- ・ 監査等委員である取締役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、重要課題についての意見交換等を行っております。
- ・ 監査等委員である取締役は、経営会議等その他重要な会議への出席、内部監査部門・会計監査人との密接な連携を通じて、実効的な監査業務を遂行しております。

特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

会計参与に関する事項

該当事項はありません。

その他

該当事項はありません。

第 2 1 3 期 (2 0 2 2 年 4 月 1 日 から
2 0 2 3 年 3 月 3 1 日 まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当 期 首 残 高	80,096	259	—	259	7,506	135,258	142,765	△ 1,607
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					798	△ 4,793	△ 3,994	△ 3,994
当 期 純 利 益						2,518	2,518	
利益剰余金から資本剰余金への振替			1	1		△ 1	△ 1	—
自 己 株 式 の 取 得								△ 2,002
自 己 株 式 の 処 分			△ 1	△ 1				535
土地再評価差額金の取崩								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当 変 動 額 合 計	—	—	—	—	798	△ 2,276	△ 1,477	△ 1,466
当 期 末 残 高	80,096	259	—	259	8,305	132,982	141,288	△ 3,074

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	1,343	306	7	1,657	101	223,273
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△ 3,994
当 期 純 利 益						2,518
利益剰余金から資本剰余金への振替						—
自 己 株 式 の 取 得						△ 2,002
自 己 株 式 の 処 分						534
土地再評価差額金の取崩						—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 13,242	141	—	△ 13,101	△ 23	△ 13,124
当 変 動 額 合 計	△ 13,242	141	—	△ 13,101	△ 23	△ 16,069
当 期 末 残 高	△ 11,899	448	7	△ 11,444	78	207,203

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	8年～50年
そ　　他	5年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準等に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額（以下、「未保全額」という。）のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に係る債権及び貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）に係る債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。
新型コロナウイルス感染症による債務者の業績悪化に起因した将来への不確実性に対する備えを強化し、健全性の確保に努め、それにより持続的な金融仲介機能の発揮に万全を期すため、破綻先及び実質破綻先以外の債務者のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けている一定の債務者（以下、「新型コロナウイルス感染症影響先」という。）について、予防的な貸倒引当金を計上しております。

具体的には、新型コロナウイルス感染症影響先のうち、正常先又は要注意先であり、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けていることが毀損実績から想定される特定業種である債務者に係る債権については、当該債務者の債務者区分を一段階引き下げた債務者区分に係る損失率を使用し算出しております。また、新型コロナウイルス感染症影響先のうち、破綻懸念先に係る債権については、未保全額のうち過去の債務者区分悪化の実績等から総合的に判断し必要と認めた額を加えて、貸倒引当金を計上しております。

これにより、当事業年度において当該予防的な貸倒引当金2,900百万円を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、原則として債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,823百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準適用指針の適用が計算書類に与える影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

貸出業務は当行における主要業務の一つであり、貸借対照表上、貸出金等の信用リスク資産が総資産に占める重要性が高く、貸倒引当金の計上が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 25,524百万円

なお、「重要な会計方針 6. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載の通り、新型コロナウイルス感染症影響先について、予防的な貸倒引当金2,900百万円を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針 6. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載しております。

「引当金の計上基準」に記載している資産の自己査定とは、保有する資産を個別に検討・分析し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合に従って区分することをいい、債務者については、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を判定し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認のうえ、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、年間弁済可能額による債務償還能力、経営改善計画等の妥当性等を勘案し、債務者区分（正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先）を行っております。債務者区分に応じて、適正な償却・引当を実施しており、要注意先のうち3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権については要管理先として区分して償却・引当を実施しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」であります。「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」は、各債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を評価し、設定しております。また、新型コロナウイルス感染症影響先については、他の債務者と比べて将来の財務状況、資金繰り、収益力等が悪化する可能性が高く、一定程度の債務者について債務者区分が悪化するものと仮定しております。こうした仮定の下、見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を考慮して債務者区分を判定し、貸倒引当金を計上しております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

大口取引先の経営状況の悪化や倒産、担保価値の下落、経済状況の変化やその他予期しない事象等が発生する可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の経済活動へ与える影響は一定期間継続すると仮定しておりますが、当該仮定には不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の状況やその経済活動への影響が変化する可能性があります。

以上のような事象の発生や状況の変化等により、債務者区分や担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額、予想損失率等、貸倒引当金を算出するための主要な仮定が変化した場合は、貸倒引当金の積み増しが必要となるなど、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引について、連結注記表「追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 6,744百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。
なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	14,702百万円
危険債権額	55,290百万円
貸出条件緩和債権額	12,540百万円
合計額	82,534百万円

なお、三月以上延滞債権額はあります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,003百万円であります。
4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、1,104百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	380,170百万円
貸出金	650,930百万円
その他の資産	294百万円
担保資産に対応する債務	
預金	20,740百万円
債券貸借取引受入担保金	64,102百万円
借用金	529,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券1,103百万円及びその他の資産20,000百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金敷金935百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、446,331百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が、362,825百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
7. 株式会社和歌山銀行から継承した事業用の土地について、土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 1999年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。
8. 有形固定資産の減価償却累計額 41,137百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,032百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は32,226百万円であります。
11. 関係会社に対する金銭債権総額 16,415百万円
12. 関係会社に対する金銭債務総額 22,062百万円
13. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。
当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、798百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	66百万円
役務取引等に係る収益総額	136百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	114百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	1,050百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	591百万円

2. 「営業経費」には、給料・手当12,198百万円を含んでおります。

3. 当事業年度において、当行は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額118百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途		種類	減損損失
和歌山県内	営業店舗	5か所	土地、建物、動産	111百万円
	遊休資産	8か所	土地	6百万円
大阪府内	営業店舗	1か所	建物、動産	0百万円
合計				118百万円
			(うち土地)	100百万円)
			(うち建物)	15百万円)
			(うち動産)	2百万円)

当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

また、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。なお、重要性が乏しい資産については、路線価等に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

4. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	阪和信用 保証株式会社	所有 直接100%	当行の貸出 金の保証	貸出金の被保証	887,427	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

阪和信用保証株式会社より、当行の住宅ローン等に対して保証を受けております。

なお、保証条件については、商品ごとに保証対象の住宅ローン等の信用リスク等を勘案し、決定しております。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	明楽ダンボール 工業株式会社 (注2、4)	被所有 直接0.06%	資金貸借	資金の貸付 (純額) (注1)	△17	貸出金	172
	株式会社森建 (注3、4、5)	被所有 直接0.00%	資金貸借	資金の貸付 (純額) (注1)	6	貸出金	453

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引先と同様であります。

(注2) 専務執行役員明楽泰彦の近親者が議決権の過半数を所有している会社であります。

(注3) 前常務執行役員安行一浩氏の近親者が議決権の過半数を所有している会社であります。

(注4) 貸出金の担保として不動産に根抵当権を設定しております。

(注5) 安行一浩氏は、2022年10月31日付で常務執行役員を退任しておりますので、株式会社森建の期末残高については同日現在の残高を記載しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,015	1,384	343	2,057	(注1, 2)
合計	1,015	1,384	343	2,057	

(注1) 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会信託（以下、「従持信託」という。）が保有する当行株式がそれぞれ、747千株、442千株含まれております。

(注2) 普通株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得によるもの（1,382千株）、単元未満株式の買取によるもの（1千株）及び譲渡制限付株式報酬制度として処分した株式の無償取得によるもの（1千株）であり、減少は、従持信託が売却した当行株式によるもの（305千株）、譲渡制限付株式報酬としての処分によるもの（22千株）及び新株予約権（ストック・オプション）の権利行使に伴う譲渡によるもの（15千株）であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2023年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△1

2. 満期保有目的の債券 (2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	2,500	2,495	△4
	小計	2,500	2,495	△4
合計		2,500	2,495	△4

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

なお、市場価格のない子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、以下の通りであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	5,888

4. その他有価証券 (2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	25,571	13,654	11,916
	債券	123,295	122,296	999
	国債	30,670	30,532	138
	地方債	60,398	60,165	233
	社債	32,226	31,598	627
	その他	5,679	5,656	22
	外国債券	4,673	4,656	17
	その他	1,006	1,000	5
	小計	154,546	141,608	12,938
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	2,200	2,889	△689
	債券	311,714	319,026	△7,311
	国債	91,838	95,614	△3,776
	地方債	99,633	100,781	△1,148
	社債	120,243	122,630	△2,387
	その他	240,308	263,395	△23,087
	外国債券	110,838	117,755	△6,916
	その他	129,469	145,640	△16,171
	小計	554,223	585,312	△31,089
合計		708,769	726,920	△18,150

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,621
組合出資金	4,057

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	12,940	4,997	247
債券	126,208	713	1,162
国債	96,698	648	1,096
地方債	29,387	64	66
社債	121	0	—
その他	260,301	1,171	27,125
外国債券	162,409	128	23,949
その他	97,892	1,042	3,176
合計	399,450	6,882	28,536

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合、または時価が取得原価より30%以下下落した債券のうち発行会社の信用状態等が悪化している場合としており、以下のとおり減損処理することとしております。

- （1）時価が50%超下落した銘柄についてはすべて減損処理することとしております。
- （2）時価が30%超50%以下下落した銘柄のうち、株式等については発行会社の業績推移、市場価格の推移、市場環境の動向等の内的・外的要因により、債券については発行会社の信用状態等により、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄について減損処理することとしております。
- （3）時価が30%以下下落した債券のうち、発行会社の信用状態等が悪化している銘柄については、その信用状態等を勘案し、必要と認める場合に減損処理することとしております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	9,229	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	789百万円
貸倒引当金	8,502
有価証券償却	1,815
その他有価証券評価差額金	6,196
その他	3,972
繰延税金資産小計	21,276
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△11,240
評価性引当額小計	△11,240
繰延税金資産合計	10,035
繰延税金負債	
前払年金費用	△2,416
退職給付信託関係損益	△298
その他	△1,083
繰延税金負債合計	△3,798
繰延税金資産の純額	6,237百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	3,174円71銭
1株当たりの当期純利益金額	38円41銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	38円37銭

(注) 株主資本において自己株式として計上している紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会信託が保有する当行株式は、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。
1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は442千株であり、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は586千株であります。

第213期

〔 2022年4月 1日から
2023年3月31日まで 〕

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	80,096	1,722	150,926	△ 1,615	231,130
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 3,994		△ 3,994
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,924		3,924
利益剰余金から資本 剰 余 金 へ の 振 替		1	△ 1		—
自 己 株 式 の 取 得				△ 2,002	△ 2,002
自 己 株 式 の 処 分		△ 2		536	534
株主資本以外の項目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 0	△ 72	△ 1,466	△ 1,539
当 期 末 残 高	80,096	1,722	150,853	△ 3,081	229,591

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計			
当 期 首 残 高	1,787	306	7,811	9,906	101	1,712	242,850
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△ 3,994
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							3,924
利益剰余金から資本 剰 余 金 へ の 振 替							—
自 己 株 式 の 取 得							△ 2,002
自 己 株 式 の 処 分							534
株主資本以外の項目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△ 13,342	141	△ 4,356	△ 17,557	△ 23	62	△ 17,518
当 期 変 動 額 合 計	△ 13,342	141	△ 4,356	△ 17,557	△ 23	62	△ 19,057
当 期 末 残 高	△ 11,554	448	3,455	△ 7,650	78	1,774	223,792

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 8社

会社名

紀陽ビジネスサービス株式会社
紀陽パートナーズ株式会社
阪和信用保証株式会社
紀陽リース・キャピタル株式会社
紀陽キャピタルマネジメント株式会社
株式会社紀陽カード
株式会社紀陽カードディーシー
紀陽情報システム株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等

会社名

紀陽6次産業化投資事業有限責任組合
紀陽成長支援1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

会社名

紀陽6次産業化投資事業有限責任組合
紀陽成長支援1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等の名称

会社名

株式会社食縁

投資事業等を営む非連結の子会社及び子法人等が、投資育成目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人等として取り扱っておりません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 8社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

②有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

その他 5年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準等に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額（以下、「未保全額」という。）のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に係る債権及び貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）に係る債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

新型コロナウイルス感染症による債務者の業績悪化に起因した将来への不確実性に対する備えを強化し、健全性の確保に努め、それにより持続的な金融仲介機能の発揮に万全を期すため、破綻先及び実質破綻先以外の債務者のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けている一定の債務者（以下、「新型コロナウイルス感染症影響先」という。）について、予防的な貸倒引当金を計上しております。

具体的には、新型コロナウイルス感染症影響先のうち、正常先又は要注意先であり、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けていることが毀損実績から想定される特定業種である債務者に係る債権については、当該債務者の債務者区分を一段階引き下げた債務者区分に係る損失率を使用し算出しております。また、新型コロナウイルス感染症影響先のうち、破綻懸念先に係る債権については、未保全額のうち過去の債務者区分悪化の実績等から総合的に判断し必要と認めた額を加えて、貸倒引当金を計上しております。

これにより、当連結会計年度において当該予防的な貸倒引当金2,900百万円を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、原則として債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,206百万円であります。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) 収益の計上方法

① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 顧客との契約から生じる収益の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客へ移転した時点で収益を認識することとしております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

（「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係）

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ処理によっている。

ヘッジ手段……………通貨スワップ取引

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務等

ヘッジ取引の種類…相場変動を相殺するもの

(12) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準適用指針の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

貸出業務は当行グループにおける主要業務の一つであり、連結貸借対照表上、貸出金等の信用リスク資産が連結総資産に占める重要性が高く、貸倒引当金の計上が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 28,257百万円

なお、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (5) 貸倒引当金の計上基準」に記載の通り、新型コロナウイルス感染症影響先について、予防的な貸倒引当金2,900百万円を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

「貸倒引当金の計上基準」に記載している資産の自己査定とは、保有する資産を個別に検討・分析し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合に従って区分することをいい、債務者については、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を判定し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認のうえ、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性を見通し、年間弁済可能額による債務償還能力、経営改善計画等の妥当性等を勘案し、債務者区分(正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先)を行っております。債務者区分に応じて、適正な償却・引当を実施しており、要注意先のうち3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権については要管理先として区分して償却・引当を実施しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」であります。「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」は、各債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を評価し、設定しております。また、新型コロナウイルス感染症影響先については、他の債務者と比べて将来の財務状況、資金繰り、収益力等が悪化する可能性が高く、一定程度の債務者について債務者区分が悪化するものと仮定しております。こうした仮定の下、見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を考慮して債務者区分を判定し、貸倒引当金を計上しております。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

大口取引先の経営状況の悪化や倒産、担保価値の下落、経済状況の変化やその他予期しない事象等が発生する可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の経済活動へ与える影響は一定期間継続すると仮定しておりますが、当該仮定には不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の状況やその経済活動への影響が変化する可能性があります。

以上のような事象の発生や状況の変化等により、債務者区分や担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額、予想損失率等、貸倒引当金を算出するための主要な仮定が変化した場合、貸倒引当金の積み増しが必要となるなど、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当行は、当行グループ従業員に対する福利厚生の充実と当行の中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与し、従業員の経営参画意識を高めることで、業績向上につなげることを目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」を導入しております。

(1) 取引の概要

紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会と紀陽情報システム従業員持株会（以下、「両持株会」という。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランであります。

当行が信託銀行に「紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会信託」（以下、「従持信託」という。）を設定し、従持信託は、その設定後３年間にわたり両持株会が取得する規模の当行株式を予め取得し、その後、従持信託から両持株会に対して定時に時価で当行株式の譲渡が行われるとともに、信託終了時点で、従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす従業員に分配されます。

なお、当行は従持信託が当行株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当行株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当額の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当行が当該残債を弁済することになります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度694百万円、442千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度 709百万円

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く） 864百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	14,237百万円
危険債権額	55,290百万円
貸出条件緩和債権額	13,975百万円
合計額	83,503百万円

なお、三月以上延滞債権額はありません。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,003百万円であります。
4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、1,104百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	380,170百万円
貸出金	650,930百万円
その他資産	294百万円

担保資産に対応する債務

預金	20,740百万円
債券貸借取引受入担保金	64,102百万円
借入金	529,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券1,103百万円及びその他資産20,000百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金敷金1,008百万円及び金融商品等差入担保金6,887百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、453,568百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が370,062百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
7. 有形固定資産の減価償却累計額 42,818百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,032百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は32,226百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益6,060百万円を含んでおります。
2. 「営業経費」には、給料・手当12,830百万円を含んでおります。
3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却930百万円、金銭の信託運用損400百万円、株式等売却損370百万円、株式等償却167百万円及び貸出債権譲渡損134百万円を含んでおります。
4. 当連結会計年度において、当行は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額118百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
和歌山県内	営業店舗	5か所 土地、建物、動産	111百万円
	遊休資産	8か所 土地	6百万円
大阪府内	営業店舗	1か所 建物、動産	0百万円
合計			118百万円
		（うち土地	100百万円）
		（うち建物	15百万円）
		（うち動産	2百万円）

当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

連結される子会社及び子法人等については、主として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

また、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

なお、重要性が乏しい資産については、路線価等に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	67,300	—	—	67,300	
合計	67,300	—	—	67,300	
自己株式					
普通株式	1,015	1,384	343	2,057	(注1, 2)
合計	1,015	1,384	343	2,057	

(注1) 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会信託(以下、「従持信託」という。)が保有する当行株式がそれぞれ、747千株、442千株含まれております。

(注2) 自己株式における普通株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得によるもの(1,382千株)、単元未満株式の買取によるもの(1千株)及び譲渡制限付株式報酬制度として処分した株式の無償取得によるもの(1千株)であり、減少は、従持信託が売却した当行株式によるもの(305千株)、譲渡制限付株式報酬としての処分によるもの(22千株)及び新株予約権(ストック・オプション)の権利行使に伴う譲渡によるもの(15千株)であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—				78	—
合 計			—				78	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,681百万円	40.00円	2022年3月31日	2022年6月30日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	1,313百万円	20.00円	2022年9月30日	2022年12月6日

(注1) 2022年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、従持信託が保有する当行株式に対する配当金29百万円が含まれております。

(注2) 2022年11月11日取締役会決議による配当金の総額には、従持信託が保有する当行株式に対する配当金11百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2023年6月29日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

- ①配当金の総額
普通株式 1,313百万円
- ②1株当たり配当額
普通株式 20.00円
- ③基準日 2023年3月31日
- ④効力発生日 2023年6月30日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(注) 2023年6月29日開催予定の定時株主総会による配当金の総額には、従持信託が保有する当行株式に対する配当金8百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務等の金融サービスに係る事業を行っております。主たる業務である預金業務、貸出業務ならびに有価証券運用等において、金利の変動リスクを有していることから、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行うとともに、その一環として、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金であり、お取引先の債務不履行による信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。また、有価証券は、主として債券、株式、投資信託等であり、満期保有目的、純投資目的、政策投資目的及び売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、価格の変動リスクに晒されております。

主な金融負債である預金については、流動性リスクが存在するとともに、金融資産と同様に金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引に内在する主要なリスクは、金利、為替、株価等の市況変動に係る市場リスクと、取引相手先の契約不履行などに係る信用リスクです。当行グループが利用しているデリバティブ取引は、大部分がリスクヘッジを目的としており、デリバティブ取引の市場リスクは、ヘッジ対象取引の市場リスクとほぼ相殺されています。なお、ヘッジ会計を適用したヘッジ手段は、通貨スワップ等であり、ヘッジ対象は有価証券等であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

「信用リスク管理規程」等各種規程類を制定し、信用リスク管理の基本方針や管理体制を定め、適切な信用リスク管理を行うための態勢整備を行っております。具体的には、審査部門が与信先の財務状況、資金使途、返済財源等を的確に把握し、与信案件のリスク特性に応じた適切な審査を行っております。また、与信管理部門は、信用格付制度の整備・運用のほか、与信の集中リスク回避を目的とした自主限度の設定・管理、信用リスクの定量的把握を行い、計測した信用リスク量については、統合的リスク管理の枠組みの中で、取締役会やリスク管理委員会にて報告、協議を行っております。

②市場リスクの管理

「市場リスク管理規程」等各種規程類を制定し、市場リスク管理の基本方針や管理体制を定め、適切な市場リスク管理を行うための態勢整備を行っております。

(i) 金利リスクの管理

金利リスク管理については、定期的に有価証券及び預貸金等の資産・負債全体についての金利リスク量を計測するとともに、金利ギャップ分析や金利感応度分析等を行い、ALM戦略委員会及びリスク管理委員会において報告、協議する体制としております。また、金利リスクを適切にコントロールするため、金利リスク量に限度額を設定し、管理しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

価格変動リスク管理については、金利リスク管理同様、リスク量の計測を行い、そのリスク量に対する限度額を設定し、日々取得リスク量を管理しております。特に、純投資目的の有価証券については、リスク量管理に加え、取引限度額及び損失限度額を経営会議にて設定し、管理しております。また、政策投資目的の株式については、残高削減やヘッジ取引等によるリスク量の軽減に努めております。

(iii) 為替リスクの管理

外貨建資産、負債に係る為替の変動リスクを把握し、経営会議にて定めた限度額の範囲に収まるように管理するとともに、通貨スワップ等を利用し、リスクの軽減を図っております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、ヘッジ目的での使用を基本としておりますが、限定的な範囲でディーリング取引も行っております。なお、取引の執行、ヘッジの有効性評価、事務管理に関する部門については、それぞれ分離し、内部牽制を確立しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「コールローン」、「買入金銭債権」、「有価証券」のうち債券及び投資信託等、「貸出金」、「預金」、「コールマネー」、「債券貸借取引受入担保金」及び「借入金」などが該当します。また、価格変動リスクの影響を受ける金融商品は、「有価証券」のうち株式及び投資信託等が該当します。

当行では、これらの金融資産及び金融負債につき、金利及び価格の変動による損益又は経済価値への影響額を把握するために、バリュー・アット・リスク（V a R）を算定し、内部管理に利用しております。V a Rの算定は、分散共分散法（保有期間：リスク特性により3ヶ月から6ヶ月、信頼区間：99%、観測期間：リスク特性により1年から5年）により行っており、当連結会計年度末の金額は、金利リスクが11,187百万円、価格変動リスクが13,992百万円となっております。なお、前連結会計年度末において価格変動リスクV a Rのうち政策投資（株式、投資信託）のV a Rは、V a Rから評価損益を差し引いた修正V a Rを使用しておりましたが、内部管理の変更に伴い当連結会計年度末においては修正を行っておりません（前連結会計年度末の政策投資（株式、投資信託）の合計評価損益14,104百万円が、同価格変動リスクV a R1,316百万円を上回っていたため、政策投資（株式、投資信託）の修正V a Rはゼロとしておりました。）。

なお、算定したV a Rと実際の損益変動を比較するなどバックテストを実施しており、使用する計測モデルが十分に市場リスクを捕捉しているかについて確認を行っております。

また、金利リスクのV a Rの算定については、流動性預金のうちコア預金（明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間滞留することが見込まれる預金）について、調整を行っております。当該V a Rは、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下のリスクは捕捉できない可能性があります。

③流動性リスクの管理

「流動性リスク管理規程」等各種規程類を制定し、流動性リスク管理の基本方針や管理体制を定め、適切な流動性リスク管理を行うための態勢整備を行っております。当行グループでは、安定した資金繰り管理と、高い流動性準備の確保、及び流動性リスクが顕在化した場合に備えての予兆管理の徹底に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。加えて、重要性の乏しいものについては、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,500	2,495	△4
其他有価証券	709,609	709,609	—
(2) 貸出金	3,593,177		
貸倒引当金（※1）	△27,963		
	3,565,213	3,562,095	△3,117
資産計	4,277,322	4,274,200	△3,121
(1) 預金	4,529,319	4,529,321	2
(2) 譲渡性預金	62,923	62,923	—
(3) 借入金	530,312	530,312	—
負債計	5,122,555	5,122,557	2
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,035	1,035	—
ヘッジ会計が適用されているもの（※3）	(1,395)	(1,395)	—
デリバティブ取引計	(360)	(360)	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（※3）ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等の相場変動の相殺のためにヘッジ手段として指定した通貨スワップ取引であり、繰延ヘッジを適用しております。なお、このヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「其他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）（※2）	1,653
組合出資金（※3）	4,065

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）当連結会計年度において、非上場株式について167百万円減損処理を行っております。

（※3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	122,508	—	—	122,508
地方債	—	160,032	—	160,032
社債	—	120,440	32,029	152,469
株式	27,178	1,432	—	28,610
その他	32,027	211,840	2,119	245,987
デリバティブ取引				
通貨関連取引	—	6,289	—	6,289
資産計	181,714	500,035	34,148	715,898
デリバティブ取引				
通貨関連取引	—	6,649	—	6,649
負債計	—	6,649	—	6,649

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	2,495	—	2,495
貸出金	—	—	3,562,095	3,562,095
資産計	—	2,495	3,562,095	3,564,591
預金	—	4,529,321	—	4,529,321
譲渡性預金	—	62,923	—	62,923
借入金	—	530,312	—	530,312
負債計	—	5,122,557	—	5,122,557

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利均等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

私募債を除き、相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、スワップ・レート、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローを新規に受け入れる際に使用する利率で割り引いた現在価値を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、株価指数先物取引や債券先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、通貨スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

なお、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整については、重要性が乏しいため行っておりません。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区 分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの 範囲	インプットの 加重平均
有価証券 社債 私募債	割引現在価値	割引率	0.4%～1.6%	0.6%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済の純額	レベル3 の時価への振替	レベル3 の時価からの振替	期末残高	当期の損益に 計上した額のうち連結貸借 対照表日において保有する 金融資産及び金融負債の評 価損益
		損益に 計上 (*)	その他の 包括利益 に計上					
有価証券								
社債	35,618	0	△93	△3,495	—	—	32,029	—
その他	2,125	—	38	△45	—	—	2,119	—

(*) 連結損益計算書の「経常収益」の「資金運用収益」及び「その他業務収益」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、リスク管理部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率はTIBORやスワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対するリスク・プレミアムから構成されます。割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 9 名 当行執行役員 5 名 計14名	当行取締役 9 名 当行執行役員 6 名 計15名	当行取締役（監査等委員である取締役を除く） 9 名 当行執行役員 6 名 計15名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 17,300株	普通株式 26,600株	普通株式 18,400株
付与日	2015年7月27日	2016年7月29日	2017年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2015年7月28日から 2045年7月27日まで	2016年7月30日から 2046年7月29日まで	2017年8月1日から 2047年7月31日まで

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（監査等委員である取締役を除く） 7 名 当行執行役員 8 名 計15名	当行取締役（監査等委員である取締役を除く） 6 名 当行執行役員11名 計17名	当行取締役（監査等委員である取締役を除く） 6 名 当行執行役員 9 名 計15名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 20,700株	普通株式 26,400株	普通株式 17,500株
付与日	2018年7月27日	2019年7月26日	2020年7月22日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2018年7月28日から 2048年7月27日まで	2019年7月27日から 2049年7月26日まで	2020年7月23日から 2050年7月22日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

- (2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2023年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	6,200	8,800	8,500
権利確定	—	—	—
権利行使	2,000	3,000	2,200
失効	—	—	—
未行使残	4,200	5,800	6,300

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	10,800	16,600	15,300
権利確定	—	—	—
権利行使	2,500	2,900	2,400
失効	—	—	—
未行使残	8,300	13,700	12,900

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格（円）	1	1	1
行使時平均株価（円）	1,373	1,373	1,373
付与日における公正な評価単価（円）	1,678	1,382	1,727

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格（円）	1	1	1
行使時平均株価（円）	1,373	1,373	1,373
付与日における公正な評価単価（円）	1,823	1,347	1,457

（注）1株あたりに換算して記載しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度
経常収益	84,449
うち役務取引等収益	16,762
預金・貸出業務	5,972
投資信託・保険販売業務	3,450
為替業務	2,361
保証業務	787
その他	4,190

（注）上表には、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 3,401円78銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 59円83銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 59円78銭

（注）株主資本において自己株式として計上している紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会信託が保有する当行株式は、1株当たりの純資産額の算定上、当連結会計年度末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は442千株であり、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は586千株であります。